

船舶事故調査報告書

令和元年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成30年11月23日 00時22分ごろ
発生場所	山口県柳井市平郡島 ^{へいぐんとう} 北東方沖（平郡水道第3号灯浮標） 平郡港 ^{ほに} 羽仁A防波堤灯台から真方位029° 3.6海里付近 （概位 北緯33° 50.0′ 東経132° 17.6′）
事故の概要	セメント運搬船第三トクヤマは、西進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	平成30年12月19日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	セメント運搬船 第三トクヤマ、720トン
船舶番号、船舶所有者等	140736、株式会社トクヤマロジスティクス
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 甲板長、四級（航海）（履歴限定）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部外板に擦過傷 灯浮標 浮体に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 微弱な南西流
事故の経過	本船は、船長及び甲板長ほか5人が乗り組み、‘平郡水道の推薦航路線’（以下「本件航路線」という。）に沿って自動操舵により西進し、甲板長が、左舷船首方に平郡水道第3号灯浮標（以下「第3号灯浮標」という。）を認めたのち、強い風ではないので、圧流されることはないと思い、海図室で作業をしながら航行していたところ、左舷方に圧流されて第3号灯浮標に衝突した。
分析	本船は、風力4の北西風が吹き、微弱な南西流がある状況下、本件航路線に沿って西進中、甲板長が、強い風ではないので、圧流されることはないと思い、海図室で作業をしながら航行を続けたことから、左舷方に圧流されて第3号灯浮標に向かっていることに気付かず、第3号灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、風力4の北西風が吹き、微弱な南西流がある状況下、本件航路線に沿って西進中、甲板長が、強い風ではないので、圧流されることはないと思い、海図室で作業をしながら航行を続けたため、左舷方に圧流されて第3号灯浮標に向かっていることに気付かず、第3号灯浮標に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船橋当直者は、風潮流の影響がある海域を航行する際、自船の針

	<p>路を定めるときには、風潮流の影響を十分に考慮するとともに、針路を定めた後も周囲の適切な見張りを行うこと。</p>
--	---